

## P&A ジャパンデスクメールマガジン

### 2018年6月号 Top Withholding Agent 企業における源泉税の取り扱いについての続報

---

#### 1. 概要

2018年5月25日にセブ地域の Taxpayer Account Management Program (TAMP)、及び、Medium Taxpayers に該当する企業が the Manila Bulletin に公告されました。

該当企業は、RR No. 11-2018 に基づき、下記の項目に対する支払い対して、所定の税率に基づいて、源泉税を徴収し、納付する義務が新たに発生します。

また、支払先に対する手続きも新たに発生するため、留意が必要です。

#### 2. フィリピン国内企業で、継続的な取引がある業者の支払いに対する源泉税率

・商品の場合:1%

・サービスの場合:2%

※ ただし、別途規定されている源泉税率がある場合は、その税率を優先して使用(例:賃借料の場合5%と別途定められているため、2%ではなく5%の源泉税率を使用)

※ 上記の継続的とは、下記の要件のうち、いずれかを満たす取引をいう

・6つ以上の取引がある場合

・前年度、又は、当年度において、1つの取引金額が PHP 10,000 を超過している取引がある場合

#### 3. 源泉徴収義務の開始日

・新聞等に公告された月の翌月の初日から開始されます。

#### 4. 申告納税方法

・eFPS(電子申告納税システム)に登録し、申告納税を行うことが要求されています。

#### 5. 支払先に対する手続き等

・BIR Form 2307(源泉徴収票)の発行を行い、支払先に提出する必要があります。

・支払先が PEZA 企業等で、源泉徴収義務が免除されている場合、一定の書類を入手することで源泉徴収義務はなくなります。

現行は毎年4月30日と10月31日までに、追加、あるいは削除対象のリストが RDO に提出され、5月31日、11月31日までに評価され、その後6月15日、12月15日までに新聞で発表されると定められていますが、まだ本ルールが厳格に適用されていないケースもあるようです。税務調査時に不意な追徴課税を受けないためにも、自社が当該ルールに該当しているかどうか、顧問の会計事務所に一度ご確認いただくのが良いかと思えます。

---

## 会社紹介

### P&A グラントソントン ジャパンデスク (担当: 松下、川原田、吉岡)

現在約 200 社の日系企業へサービスを提供。現地経営者、フィリピンマーケットへ進出を検討している日本企業の皆様へより、業務に深く関わったサービスを提供するべく日本窓口 1 名を含む計 4 名の日本人が対応しています。

### P&A グラントソントン

---

この記事は 2018 年 5 月現在の情報を基に執筆されたものであり、内容の正確性については細心の注意を払っておりますが、保証をするものではありません。最新情報及び具体的な相談に関してはお問い合わせください。

---

© P&A Grant Thornton. All right reserved. P&A Grant Thornton is the Philippine member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms independently.

1988年 Benjamin R. Punongbayan と Jose G. Araullo によって設立。現在は、Chairman & CEO である Ma. Victoria Espano が指揮の元フィリピン TOP4規模の会計会社として、主にフィリピン企業の顧客を始め、外国企業のフィリピン進出増加と共に、日系企業へのサービスも提供。2018年現在パートナー21名、社員850名の体制で構成されており、インターナショナルファームの一つである、Grant Thornton (グラントソントン)と提携し、そのノウハウを活かしながら、クオリティの高いサービスを、大手顧客から、ミッドサイズ、外国企業、スタートアップ企業まで幅広い顧客層へ提供しています。

**お問い合わせ:**

P&A グラントソントンジャパンデスク(松下、川原田、吉岡)

Email : [Japan.Desk@ph.gt.com](mailto:Japan.Desk@ph.gt.com)

代表 HP [www.grantthornton.com.ph](http://www.grantthornton.com.ph)

日本語会計・税務記事 : [www.grantthornton.com.ph/newsroom/japan-desk/](http://www.grantthornton.com.ph/newsroom/japan-desk/)

---

この記事は2018年5月現在の情報を基に執筆されたものであり、内容の正確性については細心の注意を払っておりますが、保証をするものではありません。最新情報及び具体的な相談に関してはお問い合わせください。

---

© P&A Grant Thornton. All right reserved. P&A Grant Thornton is the Philippine member firm of Grant Thornton International Ltd (GTIL). GTIL and the member firms are not a worldwide partnership. Services are delivered by the member firms independently.